平成２５年（フ）第１３８号
福島県郡山市田村町下行合字宮田130番地の８
債務者　小池　　実
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第６００号
千葉県柏市西原５丁目10番１号　ロジュマンＦＫ―103号
債務者　横山　光雄
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６０１号
千葉県柏市西原５丁目10番１号　ロジュマンＦＫ―103号
債務者　横山　綾子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６８４号
千葉県柏市南増尾５丁目23番45号
債務者　西川美智子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６８５号
千葉県柏市南増尾５丁目23番45号
債務者　西川　祐香
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６９５号
千葉県松戸市松戸新田473―１　レオパレスβ105、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市北中沢２丁目９番31号　セレノカーサリーヴォ105
債務者　佐藤　朋子（旧姓田邊）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２２０５号
愛知県弥富市鯏浦町上六42番地13
債務者　岩田　直美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６３号
山口県岩国市平田５丁目31番５―108号
債務者　清水　博子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１０８号
佐賀県唐津市西旗町12番６―301号　市営アパート
債務者　竹脇　良至
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２１６６号
愛知県瀬戸市幡山町90番地　リジェール伊藤Ａ―201
債務者　平松　晴美（旧姓加利部）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９１号
大分市大字羽屋397番地の２　三原アパート103
債務者　三浦　慎治
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９２号
大分市大字羽屋397番地の２　三原アパート103
債務者　三浦　　薫
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２７３号
名古屋市名東区社が丘１丁目306番地　シティライフ社が丘101号
債務者　北村美智子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５６号
青森市千刈３丁目４番25号　ハイツ千刈Ａ―３
債務者　三浦　真弓
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
青森県弘前市大字原ケ平２丁目３番地30
債務者　鼻和まりこ
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第９４２号
神戸市東灘区御影中町６丁目４番１号　エクセル御影303号、従前の住所大阪市西区靱本町１丁目12番15―507号　市原方
債務者　小川　千寿
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６号
青森県八戸市大字新井田字塩入25番地　丸光荘Ｃ棟
債務者　岡本　繁昭
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係